

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>10 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p> <p>全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等（14〈法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い〉に定める法人成り等に伴い提出された申請書、15〈営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い〉に定める営業の譲受けに伴い提出された申請書及び同一卸売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下10において同じ。）の審査順位の決定及び審査等は、次による。</p> <p>(1) 申請要領等の公告</p> <p>税務署長は、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の卸売販売地域（第10条第11号関係の5〈全酒類卸売業免許の需給調整要件〉の(1)及び6〈ビール卸売業免許の需給調整要件〉の(1)に定める地域単位をいう。以下同じ。）の範囲、免許可能件数（第10条第11号関係の5〈全酒類卸売業免許の需給調整要件〉の(2)及び6〈ビール卸売業免許の需給調整要件〉の(2)の定めによるものをいう。以下同じ。）、申請等手続その他申請等に必要事項を記載した申請要領を9月1日（土曜日又は日曜日の場合には、その次の月曜日）に<u>国税局</u>を通じて<u>国税庁のホームページ</u>に掲載し公告する。</p> <p>(2)～(10) (省略)</p> <p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1 蔵置場の態様</p> <p>設置を許可する蔵置場の態様は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 物流合理化のための共同蔵置場</p> <p>製造者又は共同蔵置法人が、<u>物流を合理化するため、商標が表示された販売用容器に充填された酒類を蔵置するために設置する蔵置場をいう。</u></p> <p><u>(注) 「物流を合理化するため」とは、酒類の物流の合理</u></p>	<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>10 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p> <p>全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等（14〈法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い〉に定める法人成り等に伴い提出された申請書、15〈営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い〉に定める営業の譲受けに伴い提出された申請書及び同一卸売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下10において同じ。）の審査順位の決定及び審査等は、次による。</p> <p>(1) 申請要領等の公告</p> <p>税務署長は、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の卸売販売地域（第10条第11号関係の5〈全酒類卸売業免許の需給調整要件〉の(1)及び6〈ビール卸売業免許の需給調整要件〉の(1)に定める地域単位をいう。以下同じ。）の範囲、免許可能件数（第10条第11号関係の5〈全酒類卸売業免許の需給調整要件〉の(2)及び6〈ビール卸売業免許の需給調整要件〉の(2)の定めによるものをいう。以下同じ。）、申請等手続その他申請等に必要事項を記載した申請要領を9月1日（土曜日又は日曜日の場合には、その次の月曜日）に<u>税務署の掲示場</u>その他<u>税務署内の見やすい場所に掲示し</u>公告する。</p> <p><u>(注) 国税庁のホームページに全国の卸売販売地域ごとの免許可能件数及び申請等手続等を掲載する。</u></p> <p>(2)～(10) (同左)</p> <p>第28条 未納税移出</p> <p>第1項関係</p> <p>1 蔵置場の態様</p> <p>設置を許可する蔵置場の態様は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) <u>大消費地における酒類の共同蔵置場</u></p> <p><u>首都圏（東京駅を中心とする半径がおおむね75キロメートルの地域のうち、政令指定都市のある県内を除く地域をいう。以下同じ。）又は政令指定都市における酒類の物流合理化等に資する目的で、製造者又は共同蔵置法人が販売用容器</u></p>

改正後	改正前
<p><u>化に資すると認められるものであって、出荷先との中継地点となる場所に蔵置場を設置することによって物流を合理化するためをいう。</u></p> <p>2 蔵置場の設置許可の要件</p> <p>設置しようとする蔵置場の態様に従い、次の共通的要件の全てかつ態様別許可要件のいずれかを満たす必要がある。</p> <p>(1) 共通的要件</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 申請場所は、次の各号に掲げる場所のいずれにも該当せず、かつ、独立した建物又は独立した建物とみなされる建物内である。</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 現に他の製造者の蔵置場(許可を要しない蔵置場を含む。)となっている場所。ただし、<u>物流合理化のための共同蔵置場の場合を除く。</u></p> <p>(ニ) (省略)</p> <p>ホ・ヘ (省略)</p> <p>(2) 態様別許可要件</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 製造等委託酒類の引取等のための蔵置場</p> <p>(イ) 製造等委託酒類の引取のための蔵置場</p> <p>A (省略)</p> <p>B 申請場所は、次に該当する場所である。</p> <p>(A) 製造若しくは容器詰めを委託した製造場若しくは蔵置場の所在地を管轄する税務署又は当該税務署に隣接する税務署の管轄区域内である。</p> <p>(B) 申請と同一の態様の蔵置場(製造等委託酒類の引取のための蔵置場)を同一税務署の管轄区域内(製造又は容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地を管轄する税務署に隣接する税務署の管轄区域内に蔵置場を設置した場合においては、当該製造又は容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地を管轄する税務署の管轄区域内を含む。)に二以上設置しようとするものでない。</p> <p>C (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ 果実酒集荷のための蔵置場</p> <p>(イ) 申請者は、果実酒の製造者、果実酒を卸売することができる酒類販売業者又は果実酒の共同蔵置法人(出資の状況については、ロの(ロ)のAの定めを準用する。)</p>	<p>に充填された酒類を蔵置するために設置する蔵置場をいう。</p> <p>2 蔵置場の設置許可の要件</p> <p>設置しようとする蔵置場の態様に従い、次の共通的要件の全てかつ態様別許可要件のいずれかを満たす必要がある。</p> <p>(1) 共通的要件</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 申請場所は、次の各号に掲げる場所のいずれにも該当せず、かつ、独立した建物又は独立した建物とみなされる建物内である。</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 現に他の製造者の蔵置場(許可を要しない蔵置場を含む。)となっている場所。ただし、<u>大消費地における酒類の共同蔵置場の場合を除く</u></p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>ホ・ヘ (同左)</p> <p>(2) 態様別許可要件</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 製造等委託酒類の引取等のための蔵置場</p> <p>(イ) 製造等委託酒類の引取のための蔵置場</p> <p>A (同左)</p> <p>B 申請場所は、次に該当する場所である。</p> <p>(A) 製造又は容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地と同一税務署の管轄区域内である。</p> <p>(注) <u>製造又は容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地と同一税務署の管轄区域内に設置することが困難である等やむを得ない事情がある場合には、当該税務署に隣接する税務署の管轄区域内に設置しても差し支えない。</u></p> <p>(B) 申請と同一の態様の蔵置場(製造等委託酒類の引取のための蔵置場)を同一税務署の管轄区域内((A)の注書きにより隣接する税務署の管轄区域内に設置した場合においては隣接する税務署の管轄区域内を含む。)に二以上設置しようとするものでない。</p> <p>C (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ 果実酒集荷のための蔵置場</p> <p>(イ) 申請者は、果実酒の製造者、果実酒を卸売することができる酒類販売業者又は果実酒の共同蔵置法人(出資の状況については、ロの(イ)のAの定めを準用する。)</p>

改正後	改正前
<p>である。</p> <p>(ロ)～(ニ) (省略)</p> <p>二～八 (省略)</p> <p>ト <u>物流合理化のための共同蔵置場</u></p> <p>(イ) 申請者は、製造者が<u>二者以上</u>で共同して酒類の蔵置場を設置することが明らかな者又は次に該当する共同蔵置法人である。</p> <p>A 会社の発行済株式又は総出資金額の50%以上を共同蔵置法人の構成員たる製造者が保有しており、かつ、当該製造者が<u>二者以上</u>である。</p> <p>B 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による組合である場合には、<u>ロの(ロ)のAの(B)の定めを準用する。</u></p> <p>(ロ) 申請場所は、次に該当する場所である。</p> <p>A <u>酒類の物流の合理化に資すると認められる場所に設置するものであること。</u></p> <p>B 申請と同一の態様の蔵置場（<u>物流合理化のための共同蔵置場</u>）を同一の<u>都道府県</u>に二以上設置しようとするものでない。</p> <p>C <u>蔵置場を設置する場合には、次のいずれかによるものであること。</u></p> <p><u>(A) 製造者ごとに区画占有していること。</u></p> <p><u>(B) システム管理等により、製造者ごとの酒類の保管場所が客観的に特定できること。</u></p> <p>(注) この場合において、蔵置場の責任者は同一人が二以上の製造者の蔵置場の責任者を兼任していても差し支えない。</p> <p>(ハ) 蔵置する酒類は、次に該当する酒類である。</p> <p>A 申請者が製造者である場合には、<u>商標が表示された販売用容器に充填された自製酒であり、申請場所において酒類の詰め替えを行わないものである。</u></p> <p>B 申請者が共同蔵置法人である場合には、構成員たる製造者が製造した酒類で、<u>商標が表示された販売用容器に充填された酒類であり、申請場所において酒類の詰め替えを行わないものである。</u></p>	<p>である。</p> <p>(ロ)～(ニ) (同左)</p> <p>二～八 (同左)</p> <p>ト <u>大消費地における酒類の共同蔵置場</u></p> <p>(イ) 申請者は、製造者が<u>四者以上</u>（このうち中小企業者が<u>半数以上</u>であること。）で共同して酒類の蔵置場を設置することが明らかな者又は次に該当する共同蔵置法人である。</p> <p><u>(注) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条《中小企業者の範囲》第1号又は第2号に規定するものをいう。以下この(イ)において同じ。</u></p> <p>A 会社の発行済株式又は総出資金額の50%以上を共同蔵置法人の構成員たる製造者が保有しており、かつ、当該製造者が<u>四者以上</u>（このうち中小企業者が<u>半数以上</u>であること。）である。</p> <p>B 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による組合である場合には、<u>総出資金額の50%以上を共同蔵置法人の構成員たる製造者が出資しており、かつ、共同蔵置法人の構成員の50%以上を共同蔵置法人の構成員たる製造者（このうち中小企業者が半数以上であること。）が占めている。</u></p> <p>(ロ) 申請場所は、次に該当する場所である。</p> <p>A <u>首都圏又は政令指定都市のある道府県内</u>である。</p> <p>B 申請と同一の態様の蔵置場（<u>大消費地における酒類の共同蔵置場</u>）を<u>首都圏又は同一の道府県</u>に二以上設置しようとするものでない。</p> <p>C <u>製造者が設置する場合、それぞれの製造者が区画占有している。</u></p> <p>(注) この場合において、蔵置場の責任者は同一人が二以上の製造者の蔵置場の責任者を兼任していても差し支えない。</p> <p>(ハ) 蔵置する酒類は、次に該当する酒類である。</p> <p>A 申請者が製造者である場合には、販売用容器に充填された自製酒</p> <p>B 申請者が共同蔵置法人である場合には、構成員たる製造者が製造した酒類で、販売用容器に充填された酒類</p>

改正後	改正前
<p>3 (省略)</p> <p>4 許可する場合の条件</p> <p>次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、令第29条第2項《蔵置場の設置許可の申請等》の規定により酒類の品目別に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。</p> <p>なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付することができる。</p> <p>(1) 輸出酒類の蔵置場</p> <p>「蔵置する酒類は、輸出する〇〇（酒類）で、かつ、その蔵置場で詰め替えを行わないものに限る。」旨。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) 物流合理化のための共同蔵置場</p> <p>イ 製造者が設置する場合</p> <p>「蔵置する酒類は、<u>商標が表示された販売用容器（移入をした後において、販売用容器に商標を付し、又は貼り替える場合を含む。）</u>に充填された自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）で、かつ、<u>当該商標が表示された販売用容器に充填された状態で移出するものであって、その蔵置場で詰め替えを行わないものに限る。</u>」旨。</p> <p>ロ 共同蔵置法人が設置する場合</p> <p>「蔵置する酒類は、構成員たる製造者が製造した〇〇（酒類）で、<u>商標が表示された販売用容器（移入をした後において、販売用容器に商標を付し、又は貼り替える場合を含む。）</u>に充填され、かつ、<u>当該商標が表示された販売用容器に充填された状態で移出するものであって、その蔵置場で詰め替えを行わないものに限る。</u>」旨。</p> <p>5～9 (省略)</p> <p>10 「税率の適用区分」等の意義</p> <p>法第28条《未納税移出》第7項、法第30条の2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、令第33条《未納税移出の承認申請》、令第34条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第35条《未納税引取》から令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。</p> <p>(1) 法第23条《税率》第1項から第4項までの適用区分</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 (同左)</p> <p>4 許可する場合の条件</p> <p>次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、令第29条第2項《蔵置場の設置許可の申請等》の規定により酒類の品目別に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。</p> <p>なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付することができる。</p> <p>(1) 輸出酒類の蔵置場</p> <p>「蔵置する酒類は、輸出する〇〇（酒類）で、かつ、その蔵置場で詰め替えを行わないものに限る。」旨。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(7) <u>大消費地における酒類</u>の共同蔵置場</p> <p>イ 製造者が設置する場合</p> <p>「蔵置する酒類は、販売用容器に充填された自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）に限る。」旨。</p> <p>ロ 共同蔵置法人が設置する場合</p> <p>「蔵置する酒類は、構成員たる製造者が製造した〇〇（酒類）で、販売用容器に充填されたものに限る。」旨。</p> <p>5～9 (同左)</p> <p>10 「税率の適用区分」等の意義</p> <p>法第28条《未納税移出》第7項、法第30条の2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項、令第33条《未納税移出の承認申請》、令第34条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第35条《未納税引取》から令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。</p> <p>(1) 法第23条《税率》第1項から第5項までの適用区分</p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>(3) 発泡酒については法第23条《税率》第2項第1号又は第2号の区分</u></p>

改正後	改正前
<p>11～13 （省略）</p> <p>第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</p> <p>第8条</p> <p>1 指定酒類製造者の公示の取扱い</p> <p>災免令第15条の2第3項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による公示は、次に掲げる事項を国税庁のホームページに掲載することによって行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 指定した日及び<u>期限を設ける場合にはその期限</u></p> <p>2 指定の解除又は延長の取扱い</p> <p>災免法第8条第1項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による指定を解除又は延長する場合は、特定被災酒類に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者の指定を解除又は延長した旨を国税庁のホームページに掲載することによって行うものとする。</p>	<p>11～13 （同左）</p> <p>第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</p> <p>第8条</p> <p>1 指定酒類製造者の公示の取扱い</p> <p>災免令第15条の2第3項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を<u>通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に掲示するとともに、同一の事項を</u>国税庁のホームページに掲載することによって行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 指定した日及びその期限</p> <p>2 指定の解除又は延長の取扱い</p> <p>災免法第8条第1項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による指定を解除又は延長する場合は、特定被災酒類に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者の指定を解除又は延長した旨を記載した書面を<u>通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に掲示するとともに、解除又は延長した旨を</u>国税庁のホームページに掲載することによって行うものとする。</p>